

平成 29 年度 権利擁護・相談支援部会の活動状況（中間報告）

1. 委員構成

29 年度の委員構成は以下のとおり（委員 5 名、臨時委員 3 名）

所属機関の人事異動等に伴い、委員 2 名及び臨時委員 1 名が交代しています。

	氏名（敬称略）	機 関 名 等	備 考
1	岸川 学	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科 助教	部会長
2	藤井 要子	NPO 法人地域生活サポートまいんど 地域生活サポートセンターとらいむ施設長	副部会長
3	明石 紀久男	一般社団法人インクルージョンネットかながわ インクル相談室鎌倉室長	新委員
4	國分 哲男	鎌倉市肢体不自由児者父母の会会長	
5	本間 ゆかり	鎌倉保健福祉事務所精神保健福祉担当	新委員
6	石川 小太郎	大船すばるクリニック精神保健福祉士	臨時委員
7	中越 章乃	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科 助教	臨時委員
8	高原 文子	青い麦の会理事長 （29 年度第 1 回まで参加）	臨時委員
	小形 敏子	青い麦の会副理事長（※第 2 回から高原委員と交代）	

2. 部会の開催状況等

（1）第 1 回部会

- ・日 時 6 月 26 日（月）13 時 30 分から 15 時 30 分
- ・場 所 福祉センター 福祉団体活動室

【主な協議事項等】

- ① 障害者施策への提言（鎌倉市障害者福祉計画の改訂に向けた協議会からの意見）の
提出について

（協議・取組み等の状況）

⇒ 29 年度第 1 回全体会等までの協議を経てまとめられた障害者福祉計画の改訂に
向けた提言（5 項目・19 件）について、主に権利擁護・相談支援部会に関連の深い
事項を中心に協議・確認を行った。

② 『相談支援のための精神保健福祉情報ガイド☆かまくら』 修正案の検討について

(協議・取組み等の状況)

⇒ 修正案を基に、確認のための協議を行ったところ、本ガイドについては基本的に支援者による活用等を想定した内容としていたが、修正案では当事者や家族による活用も十分想定される内容にまとまってきたことから、改めて、そうした利用を想定しながら全体構成を見直し、再度、修正案の最終的な検討・確認を図ることとした。

③ 精神保健福祉（障害）をテーマとする当協議会での検討・協議のあり方について

(協議・取組み等の状況)

⇒ これまで権利擁護・相談支援部会で検討テーマとして取り組んできた事項や精神障害者に係る今後の課題（精神障害者にも対応した地域包括システム等）等を踏まえ、当協議会でこの課題をどのように整理し取り上げていくかについて、今年度の協議テーマの一つとしていくことを確認した。

なお、精神保健福祉情報ガイドの作成を進めるため参加した3名の臨時委員については、本件テーマの検討にあたって継続して依頼していくことを確認した。

(2) 第2回部会

- ・日 時 9月8日（金）10時から12時
- ・場 所 福祉センター：福祉団体活動室

【主な協議事項等】

① 『相談支援のための精神保健福祉情報ガイド☆かまくら』 最終修正案について

(協議・取組み等の状況)

⇒ 活用の想定を広げるため全体の構成等を見直した「精神保健福祉情報ガイド」の修正案の内容等について確認し、本修正案をもって完成版とすることを確認した。併せて、協力を得た市内クリニック等の医療機関を始め、相談支援事業所連絡会、居宅事業所連絡会、地域包括支援センター等へ配布・説明していくことを確認した。

② 精神保健福祉（障害）をテーマとする当協議会での検討・協議のあり方について

(協議・取組み等の状況)

⇒ 精神保健福祉に関する協議（部会設置）の必要性、検討の進め方（視点）及び権利擁護・相談支援分野の課題等を中心に以下のような意見・協議が進められた結果、このテーマに対する基本的な方向性について、当部会の中間報告として確認した。

精神保健福祉に関する協議（部会設置）の必要性に関する主な意見等

- ・福祉分野に精神障害が含まれて 10 年経過するが、必ずしもまだ定着していない状況といえることから、未整理な事項も多く、結果として利用者が混乱（疲弊）するなど課題が多くある。
- ・精神障害は、その種類（統合失調症、発達障害、依存症、認知症等）や特性も多様である。また、地域移行・定着、思春期、高齢化等の問題も含んでいるなど、抱えるテーマも幅広いといえる。（取り扱うのが大変である。）
- ・国の政策面でも精神保健福祉（障害）の課題に集中していく傾向がみられる。
- ・制度はできてきているが、連携（協議）していく中心がないといえる。
- ・グループホームや病院からの移行を希望する事例は多く、一番の課題である。地域移行の幅広い課題について、一括した議論が必要である。
- ・このような状況のなか、市において、精神保健福祉（障害）の課題について、包括的にしっかり議論できるような取り組みが必要であり、部会を設置していくことが望ましいと考える。

精神保健福祉に関する検討の進め方（視点）に関する主な意見等

- ・部会の役割や他の部会や機関等との連携を整理した運営を行っていくことが必要である。
- ・部会での「取り組みテーマの設定」が重要である。
 - * 困り感を現実的に解決していくような取り組み
 - * 地域の特性を十分に捉えた検討を
 - * 具体的な課題にポイントを絞っていくことが必要（現実的に可能なこと）
 - * 他の会議で協議されているテーマと被らないように留意する
- ・福祉サービスを行っていくうえで、改めて「医療との連携」の課題は重要である。
- ・困り感を感じている当事者・家族も参加してもらい一緒に議論する必要があるのではないかな。
- ・組織をどうするか議論が必要。
- ・部会があっても機能しない例もある。大きく全体をみる会議と具体的な課題等に取り組むような階層分けした進め方が必要ではないかな。
- ・保健福祉事務所で設置される会議と障害者支援協議会の活動を、どのようにリンクさせていくか整理が必要である。

権利擁護・相談支援の分野で取り組むべき課題等に関する主な意見等

- ・繋がっていない人をどうするかということが大きな課題であって、権利擁護の視点で継続して検討するテーマである。
- ・うまく SOS できていない、あるいは支援者が捉えられていない当事者や家族等の「困り感」を、誰がどこでどのように相談として受け、「見える化」することができるか、今見えている問題への対応と並行して、考えていかななくてはならない。

- ・相談に繋がらないまま問題を抱え込み、高齢化してから問題が表出するケースが多く、相談体制のあり方が問われている。
- ・相談に繋がる権利を欠かさないために、相談体制の課題等をしっかり協議していくことが必要。
- ・地域移行が進まない大きな課題は「偏見」である。
地域との連携を進めるためには、草の根の交流を重ねることや、日常の生活の理解を深める活動が重要であり、権利擁護のテーマとして取り上げたい。
- ・障害のある方の権利擁護について(相談のあり方も含めて)きちんと考えていく場が継続して必要。

※こうした上記の意見・協議等を踏まえ、以下の2点の基本的な方向性を当部会の中間報告として確認した。

- ◎ 精神保健福祉（障害）の課題について、本協議会で常設的に協議していく場は必要である。新たに専門部会を設置する方向でさらに検討する。
- ◎ 権利擁護・相談支援の分野で取り組むべき課題は継続してあり、現行の権利擁護・相談支援部会は基本的に存続させる。

また、併せて、具体的な体制、委員構成及び検討の進め方等について、今後さらに協議・検討を行い、今年度末に開催予定の運営会議・全体会に提案できるよう進めていくことが確認された。

③ 29年度の権利擁護をテーマとする取り組みについて

(協議・取組み等の状況)

⇒「意思決定支援」をテーマに相談支援事業所、サービス提供事業所等の職員を対象とした研修会の企画について、提案があり、実施に向けて検討を進めていくことが了承された。

以上